



令和7年9月2日

三 重 労 働 局 長
石 田 聡 殿

三重地方最低賃金審議会
会 長 西 川 昇 吾

三重地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

標記について、令和7年8月25日付けをもって三重県労働組合総連合から、同年同月28日付けをもって公益社団法人鈴鹿市シルバー人材センターから、同年9月1日付けをもって三重一般労働組合から提出された三重県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年8月15日付け答申どおり決定することが適当である。